

消費税引き上げに向けての経過措置の対応 第1回

消費税は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと2回にわたる引上げが予定されている。政府は、消費税の引上げに伴う、中小・小規模事業者の経営に及ぼす影響を最小限に止めるため、価格転嫁対策、経過措置など、様々な措置を講じていくとしている。今回は、一定の要件を満たす取引については旧税率が適用される「経過措置」の対応方法などについて、税理士・公認会計士の城所弘明氏に全3回にわたり解説をいただく。

消費税の経過措置とは何か

消費税における課税対象となるもの（課税対象）を定めるものとして、一定の要件に該当する取引の場合、当該資産の譲渡等が行われる時期に適用される税率が、前日（平成26年3月31日）までに締結した契約に基づき行われる取引については、平成26年4月1日（以下「施行日」といふ）以降の税率が適用される。これを「経過措置」といいます。

経過措置が適用される場合、課税対象となるもの（課税対象）を定めるものとして、一定の要件に該当する取引の場合、当該資産の譲渡等が行われる時期に適用される税率が、前日（平成26年3月31日）までに締結した契約に基づき行われる取引については、平成26年4月1日（以下「施行日」といふ）以降の税率が適用される。これを「経過措置」といいます。

2 対象となる「請負工事等」の契約の内容

対象となる契約は「仕事の完了に長期間を要する調査、企画、立案及び設計に係る契約」が一括して行われることとされているものとして、以下のとおりである。

- ① 映画の製作に係る契約
- ② ソフトウェアの開発に係る契約
- ③ その他請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）
- ④ 測量、地質調査に係る契約
- ⑤ 工事の施工に関する契約
- ⑥ 「(注)3」の「工事の請負に係る契約」は「日本標準産業分類(総務省)の大分類に掲げる建設業に係る工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うものとする」(経過措置通達10)とされている。



【キド先生のコメン】
消費税の課税事業者が一括して行われることとされているものとして、以下のとおりである。

要件を満たせば旧税率が適用に

区分/適用開始	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の26/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

(出典：国税庁「消費税法改正のお知らせ」)

1 請負工事等の経過措置の概要

消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は原則として相手方に引き渡した日もしくはは役務の全部を完了した日とされています。

しかし、消費税の改正に当たっては税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による影響が大きいことなどから、平成26年10月1日から平成25年10月1日（以下「指定日」といふ）の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡しが平成26年4月1日（施行日）以後になった場合でも、現行の5%が適用されます。

また、指定日以後に引渡しが施行日の前日とされています。

この経過措置の適用を受けるためには、次のとおりである。

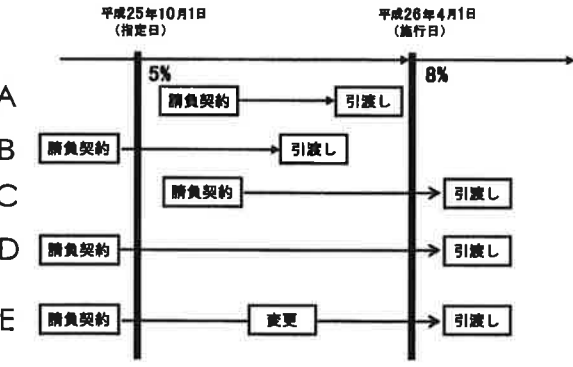
- ① 請負工事の契約が指定日（平成25年10月1日）の前日までに締結されているものであること。
- ② 右記①の契約において、この適用を受けるための要件を満たせば、後の要件を満たせば、この適用を受けることができる。
- ③ 請負工事の契約に係る仕事の内容及び相手方の注文が付されたことであること。
- ④ 請負工事の契約に係る仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることであること。



【キド先生のコメン】
この経過措置の適用を受ける場合には、契約の相手方に対し、その課税資産の譲渡等が旧税率の適用を受けたことを書面により通知しなければなりません。ただし、この通知は契約書や請求書等にその旨を表示することとして差し支えありません。

4 経過措置を理解するために

次のAからEまでの請負工事等に係る契約の取引について、適用される消費税の税率はいくらでしょうか？お答えください。



解答

ケース	適用税率	解説
A	5%	引渡しが施行日前なので5%が適用されます。
B	5%	引渡しが施行日前なので5%が適用されます。
C	8%	引渡しが施行日後なので8%が適用されます。
D	5%	引渡しが施行日後なので原則として8%が適用されますが、指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能となります。 (注) 経過措置の適用を受けるためには、指定日の前日（平成25年9月30日）までに請負契約を締結する必要があります。
E	—	指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能ですが、契約変更がある場合には原則として8%が適用されます。ただし、原契約の一部が有効な場合には、有効な原契約部分は経過措置の5%が適用され、追加変更となった部分については8%が適用されます。



【キド先生のコメン】
この経過措置の対象となる「請負工事等」に係る契約は、多数存在すると思われます。経過措置の適用を受ける場合には、契約の締結の際に適用要件等をしっかりと確認することが必要です。

城所 弘明（きよところ ひろあき）
城所会計事務所所長（公認会計士・税理士・行政書士）
《プロフィール》
横浜国立大学を卒業し、1980年公認会計士および税理士の登録。現在、日本公認会計士協会「経営研究調査会」事業承継専門部会、部長、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員。著書には、「実践 経営改善計画の進め方」（清文社）、「社長さん必読！プロが教える事業承継の税金と法律」（東洋経済新報社）、「専門家のためのQ&A 経営承継円滑化・事業承継税制徹底活用」（ぎょうせい）などがある。